

行政評価的な手法による監査結果

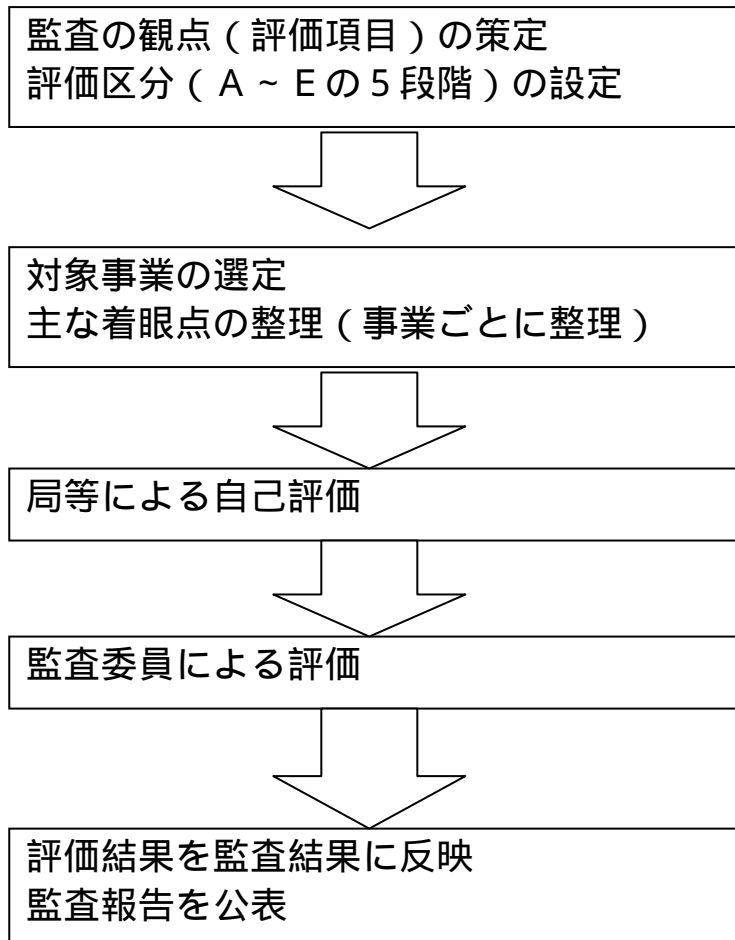
第1 趣旨

横浜市では、非「成長・拡大」の中で市政の自立性を高め、市民に信頼される行財政運営を目指し、「横浜リバイバルプラン」を中心として抜本的な改革が進められています。

こうした中、各局、区及び事業本部における自己評価の実施状況を踏まえ、「平成16年度監査年間計画」において、「横浜リバイバルプラン」を一層推進するため、主要な事業について、行政評価的な手法による監査を実施していくこととしました。

第2 監査の方法

1 監査の実施手順



2 監査の観点（評価項目）

監査の観点（評価項目）及びその内容		
1 合規性・正確性・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出、契約及び財産管理等が関係法令等にとり、適正かつ正確に執行されているか、要綱等は法令等にとった内容となっているか。 ・工事の安全性は図られているか。 ・事務処理上の事故防止及びチェック・点検体制は十分に機能しているか。 	
2 事業適応性	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（事業）は、市民ニーズを適切に反映したものとなっているか。 ・施策（事業）が社会情勢等の変化に的確に対応したものとなっているか、事業の意義が薄れていないか。 ・行政と民間との役割分担を踏まえて、行政が公的サービスを行う必要性について、検討・見直し、適時・適切に行われているか。 ・事業執行及び事務処理において、環境負荷の低減が図られているか。 	
3 目標達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（事業）の指標・目標値は、設定されているか。 ・施策（事業）の指標・目標値は、適切かつ具体的なものとなっているか。 ・施策（事業）の指標・目標値を達成しているか。 ・予算での目標値を達成しているか。 	
4 経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（事業）の実施に伴って、投入された資源（資金、人材等）が経済的かつ効率的に活用されているか。 ・コスト縮減が図られているか。 ・節約や創意工夫などにより、事務・事業は効率的に執行されているか。 ・事業の実施に当たって、関係機関と連携を図り、効率的に執行されているか。 	
5 有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は施策の目的を達成し、また、効果を上げているか。 ・事業は施策の目的を達成するための手法として適切なものとなっているか、施策の目的を達成するために、より適切な事業手法はないか。 ・事業目的を達成するための手段は、効果的となっているか。 ・事業は、当初の目的どおりの効果をあげているか。 	
特記項目	6 社会的公平性・公正性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容は、その対象者全体が公平に受けるものとなっているか。 ・行政サービスの質や提供方法は適切で、対象者間・市民間等でのバランスはとれたものとなっているか。 ・受益や費用の負担は適正に行われているか、減免等は妥当な内容となっているか。
	7 市民との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・市民（市民活動団体、企業等）との協働が推進されているか。 ・民営化及び委託化などが図られているか。
	8 市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（事業）は、対象者が満足するものとなっているか。 ・情報が適切に提供されているか、効果的なPRを行っているか。 ・施策（事業）において要支援者への配慮がなされているか。 ・市民の視点にたったサービスの提供がなされているか。
	9 財源確保度	<ul style="list-style-type: none"> ・税、保険料及び使用料などの収納率の向上は図られているか、債権管理は適正に行われているか。 ・保有土地等の売却や貸付けなど、財産の有効活用により収入が確保されているか。 ・新たな収入を確保しているか。 ・公営企業会計等に対する繰出金等は適正か。
	10 情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・構築した情報システム等は、市民サービスの向上や事務処理の効率化に、有効に機能し、活用されているか。 ・事業の変化に対応した改善や見直しを適時行っているか。 ・情報化保守経費等の見直しを、適時・適切に行っているか。

3 評価区分の設定

評 価 区 分	
段 階	内 容
A	目標以上に達成できた
B	目標どおりに達成できた
C	おおむね目標を達成できた
D	目標の達成はやや不十分であった
E	目標の達成は不十分であった

4 対象事業

(1) 第2回定期監査（事務関係）

ア 図書館の管理運営事業（教育委員会事務局）

(2) 行政監査

ア 女性緊急一時保護施設補助金（福祉局）

イ 区民まつり補助金（磯子区）

ウ 区民まつり補助金（戸塚区）

エ 私立幼稚園就園奨励補助金（教育委員会事務局）

第3 監査の結果（局評価及び監査評価）

1 第2回定期監査（事務関係）

(1) 図書館の管理運営事業（教育委員会事務局）

評価項目		局評価
1	合規性・正確性・安全性	C
2	事業適応性	B
3	目標達成度	C
4	経済性・効率性	C
5	有効性	B
特記項目	6 社会的公平性・公正性	C
	7 市民との協働	C
	8 市民満足度	C
	9 財源確保度	C
	10 情報化	C
総合評価		C

横浜市立図書館は、図書館法に基づき、公立図書館としての役割を踏まえ、市民に対し適切な図書館サービスを行っていくことが求められている。

現在、横浜市では、中央図書館、地域図書館17館及び移動図書館車2台からなる図書館体制を構築し、全域サービスに努めているが、図書館サービスを受けにくい地域があることから、市民からは「図書館の数が足りない。」「もっと身近な場所で本の貸出し・返却ができるようにして欲しい。」といった声が寄せられている。

教育委員会では、このような市民の声に応えるため、新たな施設の整備が難しい状況にあるなか、IT（情報通信技術）などを活用した図書館サービスの拡充に努めてきており、近年実施したものと及び平成17年度に実施するものとして、次のようなものがある。

- 1 図書館情報システムの構築
 - ・1枚のカードで、どこの市立図書館でも本を借りることができる。
 - ・借りた図書館以外の図書館でも、本の返却ができる。
 - ・インターネットや館内の利用者用端末機を使って、市立図書館の所蔵資料（368万冊）のうち340万冊を検索することができる。
- 2 Eメールを活用したレファレンスサービス(利用者の調べものや資料の相談などに対し、必要とする図書館資料の紹介や提供、情報入手の手助けを行うもの)
- 3 開館日の大幅な拡大や中央図書館の平日の開館時間を午後8時30分まで延長
- 4 ホームページの充実
- 5 図書館の歴史的資料のデジタル化と公開
- 6 資料や施設を活用した自主事業の展開
- 7 移動図書館車の巡回場所等の見直し
- 8 来館困難者入通所施設への移動図書館車による貸出サービス
- 9 行政支援のための庁内情報拠点化事業
- 10 地区センター等の蔵書データをホームページで公開
- 11 インターネットによる図書貸出予約の実施（平成17年10月実施予定）
- 12 インターネットなどでの予約した本を身近な場所で貸出し・返却ができる仕組みの検討（駅・行政サービスコーナーや地区センターなどで試行調査を予定）

このように図書館サービスの拡充を図る一方で、既存サービスのあり方の検討や課題の整理を行い、効果的・効率的なサービスの提供にも努めている。

現在、市立図書館では、サービス水準の向上に向けた数値目標を定めていないが、横浜市の中期政策プランや教育委員会の運営方針の中で目標を設定し、市民ニーズや社会情勢等の変化に適応した事業、市民の利便性の向上につながる事業を着実に実施してきており、「事業適応性」や「有効性」の項目については目標どおり達成できていると考えている。

また、ITの進展など急激に変化する社会状況のなかで、市立図書館は「単なる本の貸出館」としてではなく、資料の収集・所蔵、閲覧、レファレンスサービスなど本来の図書館の役割・機能を担い、管理・運営していくことがますます重要である。他の評価項目については、おおむね目標を達成できていると考えているが、今後図書館独自の年次計画・将来計画や運営方針を策定し、図書館サービスの向上に努めていく。

今後必要な取組としては、次のようなものがある。

- 1 図書館サービスのPR強化
- 2 図書館事業における「市民との協働」の推進
- 3 宅配サービスなど受益者負担による新たな図書館サービスの実施
- 4 地区センター等市民利用施設や市内大学との連携
- 5 閲覧・レファレンスなど市民の調査研究の支援強化

評価項目		監査評価	
1 合規性・正確性・安全性	C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館サービスについて目標設定などが行われていない。厳しい財政状況も考慮した上で、適切な目標を設定し、図書館サービスの向上に努める必要がある。(指摘) ・ 貸出期限内に返却されない図書が多数あり、また、平成17年3月末現在で、約11万冊が所在不明となっており、さらに、雑誌の切り抜きや図書への書き込みなどによる汚損被害もみられた。他の利用者の迷惑になるだけでなく、図書館の運営経費の増大にもつながるので、実効性のある対応が必要である。 なお、一部の図書館では、図書貸出受付カウンター前を通らずに館外に出ることができ、不明図書数の割合も高い傾向がみられたので、適切な利用者動線などの検討が必要である。(指摘) ・ 図書等の閲覧や貸出サービスのほかに、障害者サービス、児童サービス、講演会、展示会なども行っているが、市民に十分周知されていないので、地区センターなどとも連携し、館外でも効果的なPRを行う必要がある。また、全館でのホームページ開設が必要である。(指摘) ・ 市立図書館では、約368万冊の蔵書があり、政令市の中で最も多いが、住民一人当たりの蔵書数でみると、約1.1冊で政令市の中で最も低く、横浜市立大学図書館や地区センター等との連携による利用可能蔵書数の拡大を図る必要がある。 また、図書貸出しのインターネット予約サービスについて、システム開発は平成16年度中に完了しており、市民からの要望も高いことから、早急に実施体制を整備し、開始する必要がある。(指摘) ・ ボランティアの活用状況をみると、視覚障害者及び児童を対象としたサービスのみであるので、図書館業務全般について広くボランティアに活動機会を提供し、必要に応じてボランティアの育成・支援も行っていく必要がある。 なお、既に実施している視覚障害者・児童を対象としたサービスについてもPR等を行い、ボランティアの活動機会を拡充していく必要がある。(指摘) ・ 中央図書館、17の地域図書館及び移動図書館車2台で図書の貸出サービスを行っているが、移動図書館については、昭和45年のサービス開始当時と状況が大きく異なり、また、市立図書館の図書を地区センター等で貸出し・返却できるようにするサービスの拡充についても検討を進めているところでもあるので、移動図書館の今後のあり方について検討する必要がある。(意見) ・ 意見箱や貸出し・予約などの日常業務を通して利用者の意見の把握に努めているが、アンケートなどにより、広く市民ニーズを把握するとともに、図書館法第14条に規定する図書館協議会の設置を含め、図書館運営に市民の意見を反映する具体的な方法や仕組みの検討が必要である。(意見) ・ 経済情勢の変化等をとらえ、中央図書館では、市内事業所勤務者と横浜での起業を目指している人を対象としたビジネス情報の提供サービス(ビジネスレファレンス)を実施しており、電話やEメールによる受付も行っている。 ・ 市民との協働の事例として、地域の学校教員やPTAの研修会に司書を講師として派遣しているもの、住民有志が「図書館ファン倶楽部」をつくり、主体的に、区内図書施設マップの発行や講演会開催を行っているものなどが見られた。 ・ 図書館ホームページでバナー広告を募集しているが、掲載を希望する広告主は多くない。基本的に図書館サービスは無料であるので、大きな収入の確保は難しいが、図書館印刷物への広告掲載による広告料収入の検討など前向きな対応を行っている。 	
2 事業適応性	C		
3 目標達成度	D		
4 経済性・効率性	C		
5 有効性	C		
特記項目	6 社会的公平性・公正性		C
	7 市民との協働		C
	8 市民満足度		C
	9 財源確保度		B
	10 情報化		C
総合評価	C		

2 行政監査

(1) 女性緊急一時保護施設補助金（福祉局）

評価項目		局評価
1	合規性・正確性・安全性	<p>DV問題をはじめとする各区女性福祉相談における一時保護件数が増加を続ける中、補助対象民間施設の果たす役割は、その実績から本市のDV対策、婦人保護事業を補完する状況にあります。</p> <p>【評価】 実績ある民間団体に対する運営費補助により安定した施設運営を支援し、事業を経済的、効率的に進めていること 施設運営には職員の高度な専門性が必要であり、当該施設では必要な支援を行っていること DV防止法では、自治体の民間団体への必要な援助を規定していること等から、民間団体との協働推進の観点も含め補助金交付による施設運営支援を行うことで、一時保護支援が必要な場合の本市市民の施設への受入が実現したことから、「目標どおりに達成できた」と評価とします。</p> <p>【改善事項・課題】 現行の安定した運営を支援する定額補助から、より協働事業を明確にした事業実績を一定程度反映する補助方式への移行を検討します。</p>
2	事業適応性	
3	目標達成度	
4	経済性・効率性	
5	有効性	
特記項目	6 市民との協働	
	7 市民満足度	
	8 財源確保度	
総合評価		B

評価項目		監査評価	
1	合規性・正確性・安全性	C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付要綱では、年度終了後30日以内に実績報告書等を提出しなければならないとされているが、一部の団体については平成16年5月27日に提出されていた。 ・ 補助金の交付手続及び補助対象事業の実績の把握は、交付要綱に基づき概ね適正に執行されている。 ・ 活動実績のある団体に対する補助方式とすることにより、経済的、効率的に事業が推進されている。 ・ 補助事業者はいずれも、バザー、寄付募集、講演謝礼など補助金以外の収入確保の努力を行っている。 ・ 潜在的なニーズの把握が困難であるものの、本市福祉保健センターで相談を受け、一時保護が必要と判断された場合はすべて保護が実現しており、当該補助事業は目標どおり達成されていると考えられる。
2	事業適応性	B	
3	目標達成度	B	
4	経済性・効率性	B	
5	有効性	B	
特記項目	6 市民との協働	B	
	7 市民満足度	B	
	8 財源確保度	B	
総合評価		B	

(2) 区民まつり補助金（磯子区）

評価項目		区評価
1	合規性・正確性・安全性	B
2	事業適応性	D
3	目標達成度	B
4	経済性・効率性	B
5	有効性	B
特記項目	6 市民との協働	D
	7 市民満足度	B
	8 財源確保度	B
総合評価		C

- ・ 補助金交付の手続き等は、適正に行われている。
- ・ 例年、多く区民が来場し、盛況となることから、区民に愛されているイベントと考えられる。しかし、近年の社会情勢や本市の財政状況等から、これだけ大きなイベントを開催することが時代のニーズに叶っているかという点では疑問がある。
- ・ 事業の効率的な執行には心がけているが、総事業経費の大きさから考えると、今後は、事業縮小も視野に入れて、より経費縮減に努める必要がある。
- ・ 実行委員会の事務局を区役所が担っているほか、事業実施に多くの区役所職員がかかわっており、事務的負担は大きい。
市民との協働の推進の観点からは、見直しが必要と考えられる。
- ・ 財源確保の点では、毎年、区内企業、団体等から多くの協賛金を受けている。

評価項目		監査評価	
1	合規性・正確性・安全性	B	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱が定められており、内容に不適切な点は見当たらず、事業目的には公益性が認められる。交付手続や公金外現金取扱に不適正な点は見当たらない。事業完了後、報告書類が正式に供覧処理されている。 毎年一定程度の来場者があり、需要がある。区民意識調査では、区の事業のうち、まつりを重要と考えている区民が比較的多い。 来場者数については、前年並みに達成された。区民による出演・出展等の機会提供については、天候による事情変更もあったものの、ほぼ予定どおり達成された。 区は補助事業及び補助事業者の全体収支を把握しており、補助事業者は多少の前年度繰越金を保有していたが、補助の合理性が損なわれるほどではない。協賛金や出展料が確保されているが、事業全体の収入決算のうち、市補助金が約74%となっている。区職員が事業実施に携わっており、人件費等を含めた市費負担からみた効率性の検証は今後の課題となる。 催事の内容は、広く関心を引くものであり有効性が高い。磯子駅周辺での催事のほか、地区別に催事が実施されており、区域を網羅した事業効果が見込まれる。 実行委員会の事務局や磯子駅周辺での催事の実施には区職員が携わっており、補助事業における行政と市民活動との役割分担は今後の課題である 指摘。 <p>なお、地区別の催事は全て区民の自主運営となっている。</p>
2	事業適応性	C	
3	目標達成度	B	
4	経済性・効率性	C	
5	有効性	B	
特記項目	6 市民との協働	D	
	7 市民満足度	B	
	8 財源確保度	C	
総合評価		C	

(3) 区民まつり補助金（戸塚区）

評価項目		区評価
1	合規性・正確性・安全性	B
2	事業適応性	B
3	目標達成度	B
4	経済性・効率性	C
5	有効性	C
特記項目	6 市民との協働	C
	7 市民満足度	C
	8 財源確保度	D
総合評価		C

1 補助金要綱に基づく事務が適正に行われおり、「戸塚ふれあい区民まつり」、「戸塚桜まつり」、「戸塚納涼大会」それぞれ、できるだけ多くの区民が参加できるよう工夫を加えている。

2 事業の性格上、社会情勢にあわせた変化は少ないが、環境負荷の低減については、ごみ分別回収の取組みを開始した。

3 指標となる参加者については「戸塚ふれあい区民まつり」当日に同時開催されている「戸塚ふれあいウォーク」のゴール地点にもなっており、区内各地からの参加者を得ている。

4 経費については、さらに節約すべき点も考えられるため、平成 16 年度からは、イベント時に使用する物品等を見直し、テントサイズを縮小するなど新たな取組みを開始している。

5 戸塚区全体をあげてのまつりは「戸塚ふれあい区民まつり」、「戸塚桜まつり」、「戸塚納涼大会」以外にないため、区の補助制度を利用することが適切と考えられる。

6 区民ニーズの把握については、参加団体に関して公募等の手法を積極的に取り上げる等の改善の余地は残っている。
要支援者向けトイレの設置など参加者を含め、区民の意見を積極的に取り上げている。

7 市民との協働の推進については、問題のないものと思われるが、事務局は区の職員が行っており、見直しについての検討を続けている。

8 受益者負担等、収入の確保については、平成 15 年度まで取組みを図っていないが、平成 16 年度からは区民まつりにおける出店費用徴収を行った。また、その他にごみ分別拡大、戸塚観光協会補助の廃止を実施している。

【平成 17 年度の取組み予定】

- 戸塚桜まつりについては、補助金を廃止し、区の直接執行により、柏尾川プロムナード桜並木のぼんぼり点灯及び河川周辺清掃を行い、環境整備の取組みを側面から支援することとする。
- とつか納涼大会については、実行委員会の収支状況から自立可能と判断し、補助金を廃止とする。
- 区民まつりについては、さらなる受益者負担の拡大に取り組む。

評価項目		監査評価	
1	合規性・正確性・安全性	B	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱が定められており、内容に不適切な点は見当たらず、事業目的には公益性が認められる。交付手続や公金外現金取扱に不適正な点は見当たらない。事業完了後、実績を確認し補助額を確定する旨の決裁がされており、区的意思決定過程が明確にされている。 ・ふれあい区民まつりには約1万5千人の来場者があり、一定の需要があるが、まつりに関する区民意識調査等は特に行われておらず、区民の需要に最も適応しているかは不明である。 ・来場者数は前年並みに達成されている。ふれあい区民まつりの戸塚宿400周年記念事業において企画運営を公募区民に委ねており、参加の機会提供の点で従来を上回った。 ・区は補助事業及び補助事業者の全体収支を把握しており、補助事業者に余剰資金等はない。事業全体の収入決算のうち、市補助金が大部分を占めており、補助率からみた効率性が高くないことから、自主財源の確保が今後の課題である 指摘。 ・区職員が事業実施に携わっており、人件費等を含めた市費負担からみた効率性の検証は今後の課題となる。 ・催事の内容は、人々の関心を引くものであり有効性が高い。広い区域と多数の人口を抱える区であり、催事が戸塚駅周辺に集中している点では、工夫の余地がある。 ・実行委員会の事務局や事業実施に区職員が携わっており、補助事業における行政と市民活動との役割分担は今後の課題である 指摘。 ・戸塚宿400周年記念事業においては、公募区民に企画運営を委ね、区民の力が活かされている。平成16年度以降、協働手法の見直しが進められている。
2	事業適応性	B	
3	目標達成度	A	
4	経済性・効率性	C	
5	有効性	C	
特記項目	6 市民との協働	B	
	7 市民満足度	C	
	8 財源確保度	D	
総合評価		C	

(4) 私立幼稚園就園奨励補助金（教育委員会事務局）

評価項目		局評価
1	合規性・正確性・安全性	B
2	事業適応性	B
3	目標達成度	B
4	経済性・効率性	B
5	有効性	B
特記項目	6 市民との協働	B
	7 市民満足度	C
	8 財源確保度	C
	9 情報化	B
総合評価		B

- ・ 国の要綱に準拠し、本市の要綱を定め、要綱に従い適正に事業を執行している。
- ・ 本市の幼稚園はすべて私立であり、幼児教育は私学の幼稚園によって担われている。就学前児童に占める就園率は高く、幼稚園に対する市民の期待は大きい。一方、政令市の中で2番目に高い入園料・保育料等は保護者に対し大きな経済的負担となっている。私学以外選択肢のない園児・保護者に対し、義務教育への円滑な接続に重要な幼児教育を受ける機会が失われることのないよう補助を行うことは極めて公益性の高い事業といえる。
- ・ 事業の実施にあたっては、補助金審査事務を委託し、委託先と連携をとり、効率的な事業執行に努めている。個人情報管理については委託契約において罰則規定を設け、資料等についても施錠できるロッカーなどに保管している。
- ・ 補助金を交付した幼稚園に対しては、定期的に事務調査を行い、適宜指導を行っている
- ・ 市民ニーズについては、市長への手紙等、市民からの広聴手段、幼稚園協会、市民団体からの請願・陳情・要望などで把握している。厳しい財政状況のなか、より適切な補助事業を目指し、見直し、検討を適宜行っているが、長らく続く経済不況の影響等から、収入が減っている園児保護者等からの補助金増額の要望などに応えられていない状況にある。
- ・ 補助事業に関する情報は、通年で本市ホームページに補助金額等の情報を載せるとともに、「広報よこはま」において市民に対し、申請時期に合わせ、補助申請の案内を掲載している。
- ・ 市内唯一の幼稚園関係団体である（社）横浜市幼稚園協会に例年、審査事務等を委託し、連携して事業を行い、また幼稚園設置者に対しても、適切に情報提供を行っている。

評価項目		監査評価	
1	合規性・正確性・安全性	A	<ul style="list-style-type: none"> 国の要綱に準拠した市の要綱を策定し、適正に事業を実施している。補助金審査事務等を社団法人横浜市幼稚園協会に委託している。さらに、受託者の事務執行状況の調査を計画的に実施し、委託事務の適正化を図っている。 陳情、請願等により市民ニーズを把握し、関係団体への説明会開催等により市と関係団体との意志疎通を図りつつ事業展開することに努力している。 現状では、一定程度保護者の負担軽減は図られているものの、国基準を大幅に上回る補助金が交付されている。 補助事業の執行に当たっては、社団法人横浜市幼稚園協会に委託しているが、取得情報の漏洩防止のため、委託契約書に明文規定を設けるなど受託業者への注意喚起を図っている。 国庫補助金（666,229,000円）は、適正に確保されている。
2	事業適応性	B	
3	目標達成度	C	
4	経済性・効率性	C	
5	有効性	C	
特記項目	6 市民との協働	B	
	7 市民満足度	C	
	8 財源確保度	B	
	9 情報化	B	
総合評価		B	

